

家電リサイクル処分費用の一部を町が助成します！

本来、リサイクル法で定められている家電の処分には、処分費用が必要です。

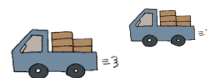
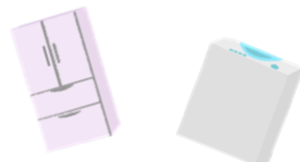
新しく買い替える際に処分費用を支払うことが法で決められていますが、まだ使えてと思っていた物が使用できなくなり、処分するのが面倒で放置している物はありませんか？町では、不法投棄の減少、一般廃棄物の適正な処理の推進、資源有効活用の推進に寄与することを目的として、処分費用の一部を町が助成する事業を実施しています。申請する際は、下記お問い合わせ先へご依頼ください。



1	対象となる家電	リサイクル法で定められた6種（*業務用除外） エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	
2	対象者	全世帯（台数に制限はありません）	
3	助成額	171リットル以上の冷蔵庫・冷凍庫	7,000円
		上記以外のもの	3,000円

●利用方法について

1. 住民福祉課で受付を行います。
2. 電器事業者が家電の引取りを行います。
（事業者より、引取り日時等の確認の連絡があります。）
*電器事業者への割り振りは役場が行います。
3. 引取りの際、電器事業者は、本来の処分費用から助成額を引いた金額を請求します。



●町内電器店

（株）ジョイフルヨネザワ 37-3134 、（株）舘脇 37-3406

お問い合わせ先

住民福祉課 ☎ 37-2520（直通）

午前8時30分～午後5時15分（※土・日・祝日を除く。）